

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、令和7年10月24日大阪府結核予防会労働組合中央執行委員長岸上浩子から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和7年10月31日

大阪府知事 吉村 洋文

1 事件

年末一時金等の要求に関する件

2 日時

令和7年11月6日から本問題の解決に至るまでの期間

3 場所

次に掲げる施設において、大阪府結核予防会労働組合の組合員が従事する全職場

名 称	所 在 地
一般財団法人大阪府結核予防会大阪総合健診センター	大阪府中央区道修町四丁目6番5号
一般財団法人大阪府結核予防会大阪複十字病院	寝屋川市打上高塚町3番10号
一般財団法人大阪府結核予防会堺複十字診療所	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59番地

4 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者用保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、その他の争議行為を実施する。